

岩手県立大船渡病院衛生設備等保守点検仕様書

- 1 保守点検作業対象項目及び数量等は、別紙（その1）のとおり。
- 2 受託者は、上記設備の機能保持のため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに必要に応じて専門技術者及び作業員等を派遣し、別紙（その2）の保守点検作業内容により実施する。

点検等実施の際は、実施2週間前までに日程表を病院担当者へ提出すること。

なお、点検日時については、電気設備及び空調設備等の点検と関連する設備については、関係者と事前に打ち合わせを行い、保守点検実施計画書を作成し、病院と協議のうえ決定する。
- 3 保守点検業務場所

岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1	岩手県立大船渡病院
岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 27 番地 7	岩手県立大船渡病院山馬越医師合同公舎
	岩手県立大船渡病院山馬越看護師合同公舎
岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森 35 番地 13	岩手県立大船渡病院地ノ森合同公舎
- 4 保守点検対象設備の故障等緊急の場合は、ただちに技術者等を派遣し、修理等を実施するものとする。

やむをえず応急処置をしたときは、事後速やかに適正な方法による処置をしなければならない。

なお、受託者が費用を伴う作業等を要する場合の処置については、契約当事者が協議して定めるものとする。
- 5 点検、調整、整備は、病院の保守担当係員（以下「係員」という。）の了解又は立会いのうえで完全に実施し、点検終了後速やかに調整の良否、点検後の所見、点検者の氏名等必要な事項を記載し、押印した報告書を提出し、係員の確認を得なければならない。
- 6 次にあげる費用は、受託者の負担とする。
 - (1) 上記点検等に必要な工具、測定器等。
 - (2) 明らかに受託者の責任に起因する故障、破損等のため機器の取替え等を行う場合。

保守点検対象項目及び機器名称

No. 1

作業内容	回数	機器名称	機器仕様	数量	関係法規等その他備考
法定 (準法定含む) 1. 水槽等 清掃及び点検 (1). 受水槽等 ①受水槽	1回/年	上水. T-1 上水. T-2 中水. T-3 原水. 雑用水 宿舎. 山馬越 宿舎. 地ノ森	(実容量 12m ³) -FRP製2槽式 (実容量 300m ³) -FRP製1槽式 (実容量 400m ³) -FRP製1槽式 (実容量 300m ³) -RC製 (実容量 250m ³) -RC製 (実容量 27m ³) -FRP製2槽式 (実容量 12m ³) -FRP製2槽式	1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基	水道法 (水質検査含む) (水質検査含む) (水質検査含む) (水質検査含む) (水質検査含む) (水質検査含む) (水質検査含む)
②高架水槽等 (2). 排水槽等	2回/年	上水. T-4 中水. T-5 沈砂槽 ボイラ排水槽	(実容量 40m ³) -FRP製2槽式 (実容量 30m ³) -FRP製1槽式 (実容量 50m ³) -RC製 (実容量 36m ³) -床下RC造	1基 1基 1基 1基	(水質検査含む) (水質検査含む)
2. 圧力容器等定期 性能検査整備	1回/年	貯湯槽 (ST-1) 貯湯槽 (ST-2)	内容積 (2. 0m ³) 内容積 (3. 0m ³)	2基 2基	労働安全衛生法
3. 消防設備点検 (1). 外観、機能 (2). 外観、機能、 総合点検	2回/年 (1回/6月) (1回/年)	①スプリンクラー 加圧送水装置 起動装置 ヘッド (100個あたり) 操作盤 流水検知装置 表示盤 呼水装置 送水口 圧カスイッチ 補助散水栓 自動警報弁 管末試験装置 消防用補助水槽 ②ハロン消火 ハロンガス容器 容器弁開放器 起動用小容器 起動用開放器 起動用操作函 スピーカー 音声警報盤 制御盤 電源装置 起動スイッチ 逆止弁 ダンパー 放出表示灯函 選択弁	ガス圧式	1組 1組 3. 563個 1面 14組 1面 1組 3ヶ所 15個 81個 14組 14組 1基 14基 14個 7個 7個 7個 7台 2面 2面 2組 7個 16個 5個 18個 5個	消防法

保守点検対象項目及び機器名称

No. 2

作業内容	回数	機器名称	機器仕様	数量	関係法規等その他備考
		ヘッド ピストンレリーザー N2ガス容器 起動用ガス容器 ③連結送水管 送水口 放水口		38ヶ 20個 1基 1基 3組 13組	
法定外点検 4. 衛生用ポンプ類	1回/年	{給水、給湯} 副受水槽揚水. P-1 上水揚水. P-2 雑用水揚水. P-3 冷却塔自動給水. P-4 給湯循環. P-5 給湯循環. P-6 濾過. P-7 逆洗. P-8 加圧. P-9 {排水等} 湧水用. P-1 湧水用. ~4 汚水用. P-5 ボイラー排水	口径-65φ×5.5 KW-SUS水中ポンプ 口径-100φ×15.0 KW-多段渦巻ポンプ 口径-80φ×11.0 KW-多段渦巻ポンプ 口径-40φ×1.5 KW-多段渦巻ポンプ 口径-32φ×1.28 KW-SUSラインポンプ 口径-40φ×0.4 KW-SUSラインポンプ 口径-65φ×2.2 KW-多段渦巻ポンプ 口径-100φ×7.5 KW-多段渦巻ポンプ 口径-25φ×0.25 KW-深井戸ポンプ 口径-50φ×0.4 KW-汚水用水中ポンプ 口径-40φ×0.25 KW-汚水用水中ポンプ	2台 2台 2台 2台 2台 2台 2台 1台 1台 17台 2台 2台	
5. 下水道排水水質検査	4回/年	検査項目	生物化学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質 (SS) ノルマンヘキサン抽出物質 (動植物油類)		

保守点検作業は原則として、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省）に準ずる。

法定（準法定含む）

1. 水槽等清掃及び点検

- 1) 受水槽（上水、中水、宿舎）及び高架水槽（上水、中水）の水質検査を行うこと。
- 2) パッキン等消耗品雑材料は含む。

2. 圧力容器等定期性能検査整備

- 1) 「労働安全衛生法」並びに「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく整備、清掃、復旧作業とする。
- 2) パッキン等消耗品雑材料は含む。

3. 消防設備点検

- 1) 「消防法」に基づく外観、機能、総合点検とする。
- 2) 消耗品雑材料は含む。

法定外検査

4. 衛生用ポンプ類の点検

消耗品雑材料は含む。

5. 下水道排水水質検査

「下水道法」に基づく点検とする。

岩手県立大船渡病院衛生設備保守点検業務予定表

点検作業項目	回数	数量	単位	6月	9月	12月	3月
1.水槽等清掃及び点検							
(1)受水槽	1回/年	1	式		○		
(2)排水槽(法定外)	2回/年	1	式		○		○
(3)沈砂槽	1回/年	1	式		○		
2.圧力容器等定期性能 検査設備	1回/年	1	式		○		
3.消防設備点検	2回/年	1	式		○		○
4.衛生用ポンプ点検	1回/年	1	式			○	
5.下水道排水水質検査	4回/年	1	式	○	○	○	○

様式 第1号

保守業務完了報告書

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 様

(受託者)

印

保守業務委託契約書及び仕様書より、保守点検実施計画書に従って、下記のとおり業務を完了したので報告します。

記

保守業務名		岩手県立大船渡病院衛生設備保守点検業務			
契 約 額	総 額	円 (うち消費税及び地方消費税額 円)			
	今回完了額	円 (うち消費税及び地方消費税額 円)			
契 約 期 間	全 体 期 間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日		
	今 回 完 了 期 間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日		
備 考					